

代議員選任選挙 Q & A

代議員選任管理会

2025年4月14日

被選挙人（候補者）に関して

Q：正会員ならだれでも被選挙人になれますか？

A：被選挙人になる場合、下記の3条件をすべて満たす必要があります。

- 2025年5月1日の時点において、正会員になってから2年経過している者。
- 2025年5月1日の時点において、2025年度までの年会費を完納している者。
- 3名の推薦人が記載された推薦書を提出した者。

ただし、被選挙人として立候補したものが、他の被選挙人の選任結果に影響を及ぼすような行為をした場合、被選挙人としての資格を代議員選任管理会で協議する場合があります。また、代議員選任管理会幹事は被選挙人になることはできません。

Q：代議員が被選挙人として候補者届を提出することはできますか？

A：代議員は被選挙人として候補者届を提出できません。正会員に平等に与えられた権利です。ただし、代議員選任管理会幹事は、被選挙人となることはできません。

提出書類に関して

Q：書類の入れ忘れなど確認できますか？

A：提出書類チェックリストへの記入と提出を被選挙人ご自身にお願いしております。提出の前に、記入漏れや封入漏れ等がないか確認をお願いします。なお、チェックリストにも確認したことを明らかにするために、「署名（自署）」をお願いいたします。

Q：提出書類は原本の提出が必要ですか？

A：候補者届けおよび推薦書は、「原本」での提出をお願いしております。原本をコピーしたものや、PDF化してプリントアウト（印刷）した書類での提出は、認めておりません。なお、候補者届には必ず「署名（自署）又は記名押印」が必要です。

Q：候補者届と推薦書を別々に郵送しても良いですか？

A：原則すべての書類の同封をお願いしたいのですが、やむを得ない場合もございます。その際、必ず提出した書類に関して提出書類チェックリストにチェックをしてご提出ください。なお、複数の郵送になる場合、チェックリストを各郵送書類に添付し、すでに提出済みの書類にはその旨をチェックリストの通信欄に記載してください。またその際にはすべてのチェックリストに「署名（自署）」が必要です。

推薦人に関して

Q：日本臨床腫瘍薬学会の正会員ならだれでも推薦人になれますか？

A：本会の**正会員**なら推薦人になれます。

ただし、**代議員選任管理会幹事は推薦人になることはできません。**

Q：複数の候補者の推薦人になることはできますか？

A：**複数の候補者の推薦人になることはできません。**仮に1人の推薦人が複数の候補者を推薦していた場合、該当する候補者は被選挙人として認められません。候補者および推薦人になる方は、十分注意してください。

Q：現職の代議員が推薦人になることはできますか？

A：特に問題ありません。ただし、**複数の候補者の推薦人になることはできません。**

Q：候補者届を提出したものが、他の候補者の推薦人になることはできますか？

A：特に問題ありません。ただし、**複数の候補者の推薦人になることはできません。**

Q：代議員選任管理会幹事は推薦人になることができますか？

A：代議員選任管理会幹事は推薦人になることはできません。

推薦書に関して

Q：推薦人の名前はPC入力で良いですか？

A：「**署名（自署）又は記名押印**」となっております。必ず「**原本**」をご提出ください。

Q：推薦書は必ず1枚で提出しなければなりませんか？

A：推薦人が遠方の場合や期限の問題などでやむを得ない場合、**推薦人1人に対して推薦書を1枚ずつ作成しても問題はありません。**ただし、期限に間に合わないからと、「**署名（自署）又は記名押印**」して頂いた推薦書をE-mailでPDFとして受け取り、それを印刷して提出することは認めておりません。必ず「**原本**」をご提出ください。